

市立小学校長 様
市立中学校長 様

学校教育課長

学校における熱中症防止対策について（通知）

令和 6 年 4 月に気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行され、「熱中症特別警戒アラート」が新設されました。このことを踏まえ、今後は本通知により、熱中症防止策について下記のとおり対応願います。

記

1 基本的な判断と対応

(1) 熱中症（特別）警戒アラートと、屋外での活動

熱中症特別警戒アラートが、前日の 14 時に県単位で発表された場合
屋外における、教育活動（体育授業、校外学習、行事等）及び部活動は中止する。
熱中症警戒アラートが、前日 17 時または当日 5 時に県単位で発表された場合
屋外における、教育活動（体育授業、校外学習、行事等）及び部活動は、原則、中止する。 ただし、これは予報であることから、どうしても活動を実施する必要がある場合は、次の①、②に留意する。 ① 活動場所（実測もしくはは <u>県内予報区単位</u> （燕、小池、燕北地区は三条、吉田地区は巻、分水地区は寺泊）での暑さ指数が 31 以上となった場合は、活動を中止する。 ② 活動場所（実測もしくはは <u>県内予報区単位</u> （燕、小池、燕北地区は三条、吉田地区は巻、分水地区は寺泊）での暑さ指数が 31 未満の場合は、次のア～ケを踏まえて活動を行ってよいが、熱中症予防運動指針に従い活動する。なお、熱中症発生の危険性が総合的に考えて危惧される場合は、躊躇なく中止する。 ※ 『暑さ指数に応じた注意事項等』「学校における熱中症ガイドライン作成の手引き」（令和 3 年 5 月環境省、令和 6 年 4 月文部科学省）添付資料参照 ア 活動前、活動中、活動後に活動場所の暑さ指数を測る。 イ 活動前に、熱中症に加え高温時の様々な障害が予測されるため、健康状態を確認する。特に「睡眠時間」「朝食の有無」を確認する。 ウ 20 分おきに休息をとるようにする。 エ 水分補給や涼しい部屋で休息をとるとともに、体調に異変がないかを確認する。 オ 活動の様子から目を離さないようにする。 カ 活動後に、涼しい部屋での休息をとることができるようにする。 キ 活動時間は合計 60 分以内とする。 ク 暑さ指数の計測結果、計測時刻、参加者の健康状態の記録を残しておくようにする。※「記録表」添付参考様式参照

ケ 登下校はできる限り複数で行い、途中で日陰などで休む、水分補給をする、異変が生じた際は近隣住民に助けを求める等の安全指導を行う。

熱中症警戒アラートが出ていない場合

熱中症警戒アラートが出ていなくても暑さ指数（WBGT）28 以上の場合は、熱中症予防運動指針では「嚴重警戒」であることから、教育活動及び部活動の内容を確認し、激しい運動を行わない等の対応をとる。

(2) 屋内での活動

活動する場所の暑さ指数（WBGT、計測器がない場合は気温）に応じて、屋外の活動と同様に判断し対応する。

2 熱中症予防の原則の順守

- (1) 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
 - (2) 暑さに徐々に慣らしていくこと
 - (3) 個人の条件を考慮すること
 - (4) 服装に気を付けること
 - (5) 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置を行うこと
- 出展：「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立行政法人日本スポーツ振興センター）」

3 危機管理マニュアルの見直しと指導について

熱中症対策を含めた危機管理マニュアルを見直し、児童生徒等の命を守る熱中症予防対策の徹底、及び熱中症の症状が見られた場合の適切な対応について教職員及び児童生徒へ引き続き指導を行うこと。

担当
学校教育課
統括指導主事 関根 幸子
電話 0256-77-8191